

平成27年3月

太宰府市議会環境厚生常任委員会会議録

平成27年3月5日（木）

福岡県太宰府市議会

1 議 事 日 程

〔平成27年第1回（3月）定例会 環境厚生常任委員会〕

平成27年3月5日

午 前 10時 00分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第8号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第16号 太宰府市立保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第17号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第18号 太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第19号 太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第20号 太宰府市子育て支援センター条例の制定について
- 日程第7 議案第21号 筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例の制定について
- 日程第8 議案第22号 太宰府市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第9 議案第23号 太宰府市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第24号 平成26年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第11 議案第25号 平成26年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

2 出席委員は次のとおりである（5名）

委員長	小 柳 道 枝 議員	副委員長	佐 伯 修 議員
委員	小 畠 真由美 議員	委員	上 疆 議員
〃	神 武 綾 議員		

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（14名）

地域健康部長	古川 芳文	市民福祉部長	中島 俊二
地域づくり課長	藤田 彰	市民課長	田村 幸光
人権政策課長	諫山 博美	福祉課長	阿部 宏亮
元気づくり課長	井浦 真須己	保育児童課長	中島 康秀
文化学習課長	木村 幸代志	介護保険課長	平田 良富
スポーツ課長	大塚 源之進	国保年金課長	永田 宰
生活環境課長	田中 縁	子育て支援センター所長	東 珠実

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	篠原 司	議事課長	櫻井 三郎
書記	力丸 克弥		

開 会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小柳道枝委員） 皆様、おはようございます。

ただ今から環境厚生常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりでございます。

議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第8号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（小柳道枝委員） 日程第1、議案第8号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」の当委員会所管分を議題とします。

執行部の説明を求めます。

介護保険課長。

○介護保険課長（平田良富） 議案第8号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書の28ページから31ページまでございまして、介護保険課関連の条文は30ページの一
番上の表の二段目になります。

また、新旧対照表では11ページからございまして、介護保険課関連分は13ページの表の下
から二行部分になります。

介護認定の公平化・公正化を図るために、筑紫地区4市1町で共同設置しております「筑紫地
区介護認定審査会」の事務は2年ごとの輪番制となっております。

この度、平成27年度から平成28年度の2年間は当市が担当市となりますことから、「筑紫地
区介護認定審査会の共同設置に関する規約」の第10条の規定で担当市の条例等で筑紫地区介護認
定審査会委員の報酬額を定めることとなっておりますので、今回「太宰府市特別職の職員の給与
等に関する条例」において、定めるものでございます。

なお、筑紫地区介護認定審査会は、177人の委員で構成されており、構成団体は、筑紫医師会
をはじめとし、保健、医療、福祉、各分野の専門家である委員5名ずつで一つの合議体を構成し
まして、合議体ごとに介護認定審査会を開催しております。

筑紫地区4市1町で年間約700回、約1万5,000件の審査判定業務に当たっております。

報酬額は、会長及び合議体の長は1回の出席につき1万1,400円、その他の委員は1回につき
9,400円でございます。

これに費用弁償1,600円を加えますと、会長及び合議体の長は1回の出席につき1万3,000円、
その他の委員は1回につき1万1,000円となります。

これは、4市1町のどこが担当市になっても同じ金額となりますように設定しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

上委員。

○委員（上 疆委員） この会長及び合議体の長は各市長町長がなられるんですかね。

会長はうちの井上市長ということですかね。

○委員長（小柳道枝委員） 介護保険課長。

○介護保険課長（平田良富） ここでいう会長というのは、この筑紫地区介護認定審査会の会長ということで1名、全体の会長で1名でございます。

あとは合議体、5人で構成しております、いわゆる班長みたいな、合議体長と言うのですが、それぞれ一つの合議体に1名、これが合議体長ということになりまして、この方たちは少し報酬が高いということになっております。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 上委員。

○委員（上 疆委員） 私、首長がなるのかなと思ってたのですがけれども、会長は誰ですかね。

○委員長（小柳道枝委員） 介護保険課長。

○介護保険課長（平田良富） 済みません。失礼しました。

会長は、首長ではなく、この177名で構成しております、審査会の会長で、今現在は医師会の太宰府市のわたなべ整形外科の院長が会長となっております。

○委員長（小柳道枝委員） よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで質疑を終わります。

これから意見交換を行います。

意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで意見交換を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小柳道枝委員） 全員挙手です。

したがって、議案第8号の当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

た。

〈原案可決 賛成4名 反対0名 午前10時05分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第2 議案第16号 太宰府市立保育所設置条例の一部を改正する条例について**

○委員長（小柳道枝委員） 日程第2、議案第16号「太宰府市立保育所設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

保育児童課長。

○保育児童課長（中島康秀） それでは、ご説明いたします。

議案第16号「太宰府市立保育所設置条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は、47ページから49ページとなっております。

また新旧対照表は21ページから22ページとなっております。

今回の改正は、太宰府市立五条保育所の移転新築に伴う名称、位置、定員の変更並びに子ども・子育て支援法の施行並びに児童福祉法の改正に伴い、条例を改正する必要が生じたものでございます。

議案書と条例改正新旧対照表に沿って、ご説明をいたします。

まず、新旧対照表の21ページをお開きください。

第1条の改正は、改正後の児童福祉法第39条の条文の表現に合わせたものであります。

第2条の改正は、五条保育所の移転・新築に伴い、その名称、位置、定員を変更するものであります。

名称につきましては、新しい土地、建物での開園並びに市民に親しまれる施設にしたいという思いを込めて、ひらがなの「ごじょう」に変更するものです。

次に第4条の改正について説明申し上げます。第4条の改正につきましては、太宰府市保育の実施に関する条例が廃止されたことに伴い、子ども・子育て支援法を引用し、入所の要件を定義したものになります。

次に第5条及び第6条の改正は、第5条第1項に規定していましたが保育料の減免規定を第6条に規定し、第5条第2項につきましては、児童福祉法第56条の改正に伴い、保育料の徴収根拠を新たに規定したものとなります。

次に、新旧対照表22ページをお開きください。

第6条の追加に伴い、改正前の第6条が第7条に繰り下げとなります。

次に、議案書の49ページをお開きください。

附則におきまして、施行日を定めております。施行日は、子ども・子育て支援法の施行日に合わせております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 何点か伺いたいんですけども、定員が90人から200人に増えるということで、職員の数、それから正職と嘱託なりの内訳がわかればお願いしたいのが一つです。

○委員長（小柳道枝委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（中島康秀） 済みません、今、内訳のほうの資料を持ってきてないのですけれども、嘱託、正職併せて保育士の数が41名になるように今考えております。

嘱託保育士につきましては、募集をかけまして、今その人数は揃っているところでございます。定員が200名となっておりますので、定員を超えての入所、あるいは加配が必要な場合については随時、保育士のほうを採用していく考えでございます。

以上です。

○委員長（小柳道枝委員） 神武委員。

○委員（神武 綾委員） はい、わかりました。

次に保育料なんですけれども、規則で定めるとなっておりますけれども、この規則に関してはいつ頃できるのか。

今回ですね、4月から保育料が、法制度が変わるので、保育料が変わるということで不安に思っている保護者の方が多いので、いつ保護者の方に届くかということをお願いします。

○委員長（小柳道枝委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（中島康秀） 保育料につきましては、今、保育料徴収規則のほうの改正の作業を進めているところでございます。

今のところ周りの4市1町等も設定できていないところではあるのですけれども、国が示しております上限額を基準といたしまして、実際にかかる保育料等を参考にしながら、3月中に設定できるように今作業を進めているところでございます。

作業が終わり次第、保護者の皆様にはお伝えするように考えております。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） よろしいですか。ほかにはございませんか。

上委員。

○委員（上 疆委員） まず、保育所の名称ですけれども、どの時点というか、どの場所で決められたのかな、職員の中で決められたのかな。それとも保育士さんたちの皆さんの名前で変えたのかな。

○委員長（小柳道枝委員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） そうですね、案を職員のほうで考えまして、それを市長なりのほうに上申をしたという流れでございます。

○委員長（小柳道枝委員） 上委員。

○委員（上 疆委員） 第4条のところの入所の要件の分ですね、前回の部分と右側の改正案について、これ中身は変わらないんですか。入所の要件、変わってないでしょ。基本的に。

○委員長（小柳道枝委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（中島康秀） 入所の要件自体は特に変更はございません。

今まではですね、保育の実施に関する条例がございまして、それを4月1日付けで廃止をする予定になっております。条例からの引用をしております、同じ条例同士でしたので引用は可能でしたけれども、今回、保育の認定の必要性に関しましては、国の政令に基づいて市の規則で定めております。今回、設置条例に引用するにあたり、下位法である規則のほうからの引用はできませんので、上位法である、子ども・子育て支援法のほうから引用しているところでございます。

以上です。

○委員長（小柳道枝委員） よろしいですか。ほかにはございませんか。

佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） 今回、定員が90から200になっているのですが、もうそろそろ申し込みがあつてんじゃないかなと思うのですがけれども、どうなんですか、現在の状況というのは、200人に達してます。

ちょっとわかれば状況を知りたいんですけど。

○委員長（小柳道枝委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（中島康秀） 現在のところ、総数で170名の内定を出しているところでございます。これから先も申し込みも増えていきますが、保育士の確保の状況等を見ながら、入所のほうを進めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（小柳道枝委員） よろしいですか。ほかにはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで質疑を終わります。

これから意見交換を行います。

意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで意見交換を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第16号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小柳道枝委員) 全員挙手です。

したがって、議案第16号「太宰府市立保育所設置条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成4名 反対0名 午前10時15分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3と日程第4を一括議題

○委員長(小柳道枝委員) お諮りします。

日程第3、議案第17号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」及び、日程第4、議案第18号「太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について」を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

執行部の説明を求めます。

介護保険課長。

○介護保険課長(平田良富) それでは、まずはじめに、議案第17号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書で言いますと50ページから54ページになります。

また、新旧対照表では23ページから26ページでございます。

それでは、事前にお手元に配布させていただいております資料1、右肩に資料1と書いてある分ですけれども、その資料に基づきまして説明させていただきます。

まず、条例本文につきましては、資料の2枚目を見ていただければよろしいでしょうか。右肩に「別紙1」というふうに書いている分のA4版の分です。「第1号被保険者の保険料基準額の算定」をご覧ください。

一番上の(表1)と書いてあるところに第1号保険者数を記載しております。

平成27年1月末現在で第1号被保険者が1万7,750人ですが、この表の一番上を見ていただければおわかりだと思いますけど、これが平成27年度には1万8,383人、平成28年度には1万8,930人、平成29年度には1万9,368人に増加するものと予想を致しております。

この、予想人口を基礎に介護サービス費の伸びを算定した結果、2番目の表になりますけれども、(2)の一番上、標準給付費見込額(A)のところでございます。平成27年度に約42億円、平成28年度に約46億円、平成29年度に約48億円と見込みまして、3年間で合計136億円になる見込みとしております。

基本的には、これに、この下の地域支援事業費（B）と書いておりますけれども、これの3億5,000万円を足した額の22%を65歳以上の1号被保険者が負担する計算となります。

今回は介護報酬の減額改定等があり、給付費の伸びはおさえられていますが、給付費上昇の理由としましては、高齢者人口の伸びに伴う介護サービスの利用者の伸びのほかに、地域区分が3%から6%に3%のアップがあったこと。また65歳以上の1号被保険者の負担割合が給付費全体の21%だったものが22%に1%上昇しております。これは人口構成割合に応じて変更されたこととございます。こういうことも上昇の理由の一つとなっております。

以上の試算からしますと、当初月額で5,113円という結果になりました。

しかし、保険料の上昇を最低限に抑えるため、（表3）、表の3番目のところの二段目、給付費支払準備基金を3年間で3,000万円充当することにより、保険料の上昇を抑えました。

その結果、3年間の保険料収納必要額、表3の一番下になりますが、33億7,229万4,070円となり、これを被保険者数で割りましたら、一番下の（4）、表4の中段、真ん中になりますけれども、一人当たり年間で6万840円、月額で申し上げますと5,070円という算定となりました。

以上の算定結果をもとに、それでは次のページのA3版の別紙2をご覧くださいよろしいでしょうか。

第6期介護保険料の設定についてという表でございましてけれども、こちらをご覧ください。

一番上の表で、（1）所得段階別介護保険料と書いております。

表の説明をいたします。

一番左が段階区分、その右が新たな第6期の保険料月額と年額、その右が第5段階の基準額に対応する各階層の負担割合、その右が各段階の説明、その右がそれぞれの段階の見込み人数、その右が現在の第5期の保険料、その右が5期と6期と比較した上昇額、一番右が上昇率となっております。

現在の第5期では第1段階から第10段階までとし、第3段階と第4段階に特例を設け10区分でした。

第6期からは、特例をそれぞれの段階に区分し、第1段階から12段階までとしました。また、旧の第5段階の所得の幅が大きかったため、新たに第6段階を設けました。

これは、第5期において課税世帯で、本人の所得が200万円未満の人を同じ負担割合にしておりましたが、第6期では所得に応じた負担割合となるように細分化し、第5期では第5段階であった人が、第6期では第6段階と第7段階に細分化し、保険者の負担能力に応じた設定としたところとございます。

このような条件設定を元に保険料の設定を行ったところ、基準額、今回から基準額と言われますところが第5段階となります。この保険料が5期で申し上げますと4,830円から6期では5,070円に240円。率で申し上げますと4.97%上昇する結果となりました。

次に下のほうの（2）の介護保険料の期別推移の表をご覧ください。

平成12年度に介護保険制度が始まった第1期では、基準額の月額が2,770円とございました。

その後、第2期で980円増の3,750円、第3期で530円増の4,280円、第4期で160円増の4,440円、第5期で390円増の4,830円、そして今回の第6期で240円増の5,070円となりました。

一番下ですけれども(3)筑紫地区の動向の表をご覧ください。

まだ確定ではございませんけれども、筑紫地区の状況を調べましたところ、太宰府市、筑紫野市、大野城市は、ほぼ同じような保険料ですが、春日市と那珂川町が少し高くなっております。また、全国の保険料の平均の状況はまだ未確定ですが、新聞報道等によりますと大体5,550円程度が見込まれています。

それでは、次に、新旧対照表の25ページをご覧ください。

今申し上げた、介護保険料のほかの部分でございます。第10条と第11条のところでございますけれども、条例第10条の改正は、上位法の条ずれによるものであり、第11条の改正につきましては、他の条文と重複しておりましたので法律番号を削除したものでございます。

以上の改正を条文化したものが、今回の介護保険条例の条例本文部分の改正でございます。

次に、また資料に戻りまして、資料の1ページ目と言いますか、初めのほうをご覧ください。その下の条例の附則についてご説明申し上げます。

今回の介護保険法の改正により、新たに平成27年4月から市が実施しなければならない地域支援事業について、「予防給付の地域支援事業への移行」、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「生活支援の充実・強化」がありますが、今回の改正に対応するためには、新しいサービスの受け皿の確保や医療機関との調整等に時間を要することから、準備期間を設ける必要があると考えられます。

したがって、平成27年4月から実施しない場合は、医療介護総合確保推進法附則第14条の規定により、実施猶予の期間を条例で定めることとされておりますために、国の条例参考例に基づき、介護保険条例の附則に施行期日を定めるものでございます。

ただし、太宰府市としましては、猶予期間は長いもので平成30年度までにというのもありますが、実質、開始は平成29年4月1日を目指しております。

以上の改正を条文化したものが、今回の介護保険条例の改正でございます。

長くなりましたが、説明は以上です。よろしくご審議お願いいたします。

続きまして、議案第18号のほうの説明に入らせていただきます。

議案第18号「太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書の55ページ、56ページでございます。

新旧対照表では27ページになります。

それでは、お手元に配布しております資料の2をご覧ください。そちらに基づきまして概要を説明させていただきます。

まず始めに、用語の解説から先にご説明させていただきます。資料の下のほうに用語解説の欄をご覧ください。

「小規模多機能型居宅介護」、高齢者が、居宅で調理・洗濯・掃除等のサービスを受け、又は事業所に通い、若しくは短期宿泊し、入浴・排泄・食事等の介護、生活相談、機能訓練等のサ

ービスを受けることにより、居宅生活の継続を援助するものという施設でございまして、市内に3箇所ございます。

次に「複合型サービス」というもでございます。今申し上げましたた、小規模多機能型居宅介護のサービスにプラスして訪問看護のサービスを組み合わせて、介護度の高い高齢者や医療の必要な高齢者であっても居宅における生活の継続が可能となるよう、必要な援助を行うものというふうになっております。

それでは、今回の条例改正の理由及び要点ですが、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が公布されたことにより、看護と介護サービスの一体的な提供により医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図るため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複数のサービスを組み合わせた「複合型サービス」という名称が「看護小規模多機能型居宅介護」という事業名に改正されたために条例の改正を行うものです。

したがいまして、条例第11章の目次を含めると共に、第11章の中にある「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改めるものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第17号について、質疑はありませんか。

佐伯副委員長

○副委員長（佐伯 修委員） 議案17号ですが、資料1の別紙2の（2）期別推移ですが、今回6期で、このように上昇額が増えておるわけですが、これはいつまで増えるのですかね、ピークは何年ぐらいまで増えてという想定は予想はされていますか。

○委員長（小柳道枝委員） 介護保険課長。

○介護保険課長（平田良富） 今のご質問に対してお答えいたします。

年々増えていくというのは、これは全国的なものでございますけれども、高齢者人口がどんどん増えていくと、今、法改正で2025年、団塊の世代の方が75歳以上になるピークの時が、大体、国で言いますと今5,000円ぐらいの保険料が8,000円ちょっとになると見込まれてます。

ピークがどこかと言われましても、この辺は難しいのですけれども、介護保険料は今申し上げましたように、給付費を1号被保険者であれば、65歳以上の人口で割るということになっております。給付費は年々上がってくる、後は65歳以上の方の人口の母数によって変わってくるということでございますので、どこまでというのは・・・ピーク迎える・・・2025年がピークなのではないかなというところでございますが、それ以上に情勢によっては変わってくると思います。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） よろしいですか。ほかにございませんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 今の質問の上の所特段階別介護保険料なんですけれども、この段階が今回

12段階に増えたということなんですけど、これの割合ってどんなふうになっているかって分かりますか。人数の割合。

○委員長（小柳道枝委員） 介護保険課長。

○介護保険課長（平田良富） 今の質問は人数ということでしょうか。ちょうど、表の真ん中あたりになるんですけども、平成27年度見込み対象人員数ということで、左から5行目ぐらいですかね、この辺に載せております。

○委員長（小柳道枝委員） 神武委員。

○委員（神武 綾委員） そして、金額の上昇率、第7段階がすごく伸びているのですけれども、14.5%と。これは国の基準として、こういうふうな形になるということですかね。

○委員長（小柳道枝委員） 介護保険課長。

○介護保険課長（平田良富） 国の基準は12段階まではなっておりません。市独自でこういう細分化しております。

今回、先程説明しましたように旧5段階が所得が200万円未満の方は全員同じ金額でございました。所得が50万円の方も190万円の方も同じなのかという、いろんな市民の方の声もお聞きしました。また他市の状況を見ますと、やはりここを細分化していると、やはり所得の幅が大きすぎるということで、ここを2段階に分けさせていただきました。

その結果、14.5%の増という形になっております。ただ、他市の場合では、もうこの所得ぐらゐの方は、私たちと同じような金額ぐらゐに5期からはなっておる状況でございます。

○委員長（小柳道枝委員） よろしいですか。ほかにございませんか。

上委員。

○委員（上 疆委員） 聞いても見てもよくわからないんですけど、非常に難しいんですけど、この別紙2の部分と条例の新旧があるんですが、負担割合というのがばらばらですね。

第1段階は45%でしょ、一番高いところが200%ということになっておりますけど、こういう負担割合の基準はどこで決めていくのですか。

○委員長（小柳道枝委員） 介護保険課長。

○介護保険課長（平田良富） 基本的に国の示している負担割合基準というのがございます。大体基準額と呼ばれる、今回の場合は第5段階ですけれども、そこから所得の高いところは国の場合は1.7倍、170%だったと思います。

太宰府市の場合は方針として、所得の多い方からは多く負担していただいて、所得の低い方、第3段階までの方、非課税世帯の方ですけれども、ここはなるべく国の基準より低くしようと。例えば、第3段階であれば、国の基準ですと75%です。第2段階であれば70%です。この辺を抑えて、逆に12段階ということで所得が900万円以上の方には、これは第5期からなんですけども2倍といたしますか、負担をしていただくような設定にさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） よろしいですか。ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) 次に議案第18号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) これで質疑を終わります。

これから意見交換を行います。

議案第17号について、意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) 次に議案第18号について意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) これで意見交換を終わります。

これから討論を行います。

議案第17号について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第17号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小柳道枝委員) 全員挙手です。

したがって、議案第17号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

<原案可決 賛成4名 反対0名 午前10時37分>

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(小柳道枝委員) 次に議案第18号について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小柳道枝委員) 全員挙手です。

したがって、議案第18号「太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

<原案可決 賛成4名 反対0名 午前10時38分>

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第19号 太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について

○委員長（小柳道枝委員） 日程第5、議案第19号「太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 議案第19号「太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。

議案書57ページ、及び新旧対照表の最後のページをご覧ください。

本議案は、学校施設の使用料を定めた別表中、運動場夜間照明の備考欄の表記を改めるものでございます。

運動場夜間照明につきましては、時間単位で使用料を設定しておりますことから、備考欄の「1回につき」という文言は適切ではないので削除するものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審査くださいますよう、お願いいたします。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで質疑を終わります。

これから意見交換を行います。

意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで意見交換を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第19号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小柳道枝委員） 全員挙手です。

したがって、議案第19号「太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

<原案可決 賛成4名 反対0名 午前10時40分>

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第20号 太宰府市子育て支援センター条例の制定について

○委員長（小柳道枝委員） 日程第6、議案第20号「太宰府市子育て支援センター条例の制定について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

元気づくり課長。

○元気づくり課長（井浦真須己） それでは、議案第20号「太宰府市子育て支援センター条例」の制定につきましてご説明させていただきます。議案書は59ページから62ページに載せさせていただいております。

今般、県立太宰府病院横に「総合子育て支援施設」が建設され、そこに子育て支援センターとして新たに施設が整備されたことに伴いまして、第1条、設置から、第2条、名称及び位置、第3条、事業、それと61ページのほうに行きまして、使用時間、第5条ですね、第6条、職員、第7条で使用許可等々ですね、今回、新たに制定する必要が生じたので、策定させていただいております。

よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 2点ほど伺いたいのですが、第6条の職員のところなんですけども、今、支援センターには保育士さんがおられるんですけども、保育士さんのほかに看護師さんとか専門職の方が配置されるかとか、お願いします。

○委員長（小柳道枝委員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（井浦真須己） 現在、今の状況でいえば、保育士で対応させていただきたいと思っております。

ただ、正式にと言いますか、私ども元気づくり課で一つの課でございますものですから、私ども健康推進係と連携するという意味で言えば、助産師とか、あと保育士との連携をですね、これまで以上に密にしておく必要があるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 神武委員。

○委員（神武 綾委員） 事業の中に子育てに関する相談及び援助の実施というのがありましたので、その保健師さんだったりとか、そういう方が常駐されたほうがいいのかと思いました。

それと第9条の使用料についてなんですけど、支援センターの使用料を無料にするとありますが、サークル活動とかで集まってサークルごとの事業をしたり、そういった時も無料で使えるということによろしいでしょうか。

○委員長（小柳道枝委員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（井浦真須己） おっしゃるとおりでございます。

○委員長（小柳道枝委員） 小島委員。

○委員（小島真由美委員） 神武委員と重なるので、それは省きますが、まず、支援センターの愛称  
というか、新しく新設されるわけですから、考えられる予定があるかどうか、まずはお聞きいた  
します。

○委員長（小柳道枝委員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（井浦真須己） ありがとうございます。

実は建設中にですね、皆様から愛されるという意味で愛称募集をとということも検討していたの  
ですが、やはりイメージがですね、建物のイメージとか、中の作った後のイメージとかが中々湧  
かないといいますか、一応使用をしていただいでですね、そういうこともさせていただきたいと  
は考えております。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 小島委員。

○委員（小島真由美委員） ぜひ、作っていただきたいなと、名前を変えていただきたいなというふ  
うに思います。

次に、もう一つお聞きしたいのが、土曜日と日曜日の開館の仕方なんです、例えばお父さん  
とか一緒にいろんなイベントとかを作ろうとした時に、月に1回でも日曜日でやっいてこうと考  
えはおわりかどうか教えてください。

○委員長（小柳道枝委員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（井浦真須己） こちらの条例のほうには、そういうふうに書かせていただいでお  
りますけども、今も現在でも土曜、日曜、例えば施設の中だけじゃなくて、外とかですね、都府  
楼跡とかでさせていただいでいる状況もございまして、今後、職員とも十分話をさせていただき  
ながら、より利用していただけるような体制はとっていきたいなと思っております。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） よろしいですか、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで質疑を終わります。

これから意見交換を行います。

意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで意見交換を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第20号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小柳道枝委員) 全員挙手です。

したがって、議案第20号「太宰府市子育て支援センター条例の制定について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

<原案可決 賛成4名 反対0名 午前10時45分>

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7から日程第9までを一括議題

○委員長(小柳道枝委員) お諮りします。

日程第7、議案第21号「筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例の制定について」から、日程第9、議案第23号「太宰府市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の制定について」までを一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

執行部の説明を求めます。

介護保険課長。

○介護保険課長(平田良富) 議案第21号「筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例の制定について」ご説明申し上げます。

議案書の63ページ、64ページでございます。

最初の議案8号に関連しますが、介護認定の公平化・公正化を図るために、筑紫地区4市1町で共同設置しております筑紫地区介護認定審査会の事務局が2年ごとの輪番制となっており、この度、平成27年度から2年間は当市が担当市となりますことから、「筑紫地区介護認定審査会の共同設置に関する基本協定書」第3条、及び「筑紫地区介護認定審査会の共同設置に関する規約」第7条の規定で、審査会の予算は担当市の特別会計とすることになっておりますので、この度、「筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例」を制定し、筑紫地区介護認定審査会事業特別会計を設置するものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

続きまして、議案第22号「太宰府市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」ご説明申し上げます。

議案書で申し上げますと65ページ、66ページでございます。

それでは、この議案につきましては、お手元に配布しております資料3に基づきまして、概要を説明させていただきます。

まず始めに、本条例での規定の対象となる「指定介護予防支援」について先にご説明申し上げ

ます。

資料3の裏面の一番下になりますけども、用語解説を書いております。

「指定介護予防支援」とは、介護保険における予防給付の対象となる要支援者、いわゆる要支援1と2の方が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、予防給付に関するケアマネジメント業務、いわゆる要支援であれば地域包括支援センターで作成しておりますケアプランの作成などを行うものを言います。

それでは、資料の初めのページに戻りまして説明させていただきます。始めに今回の、条例制定の理由ですが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」いわゆる、「第3次地方分権一括法」の施行に伴い、介護保険法の一部が改正され、従来、介護予防支援に従事する従業員に係る基準や員数や、運営の基準は厚生労働省令で定めてあったものを、市町村の条例で定めることとされたためでございます。

しかし、条例制定に当たっては、市町村がすべて自由に基準を定めることや、設けることはできません。あくまで、厚生労働省令をベースとしながら各市町村の地域性等を勘案し制定するよう法で定められています。

そこで、2番目の条例制定の基準でございます。

1つ目の基準が①「従うべき基準」です。必ず適合しなければならない基準であり、異なる内容を定めることは許されない基準でございます。

2つ目の②「参酌すべき基準」ですが、①の基準以外の基準のことを指し、市町村が十分な検討を行なった結果、地域の実情に応じて、基準と異なる内容を定めることができる基準になります。

次に、3の太宰府市が定める基準の基本方針です。

当市の条例制定に関する基本方針は、一部を除き、法及び省令が定めている基準を上回る内容や、異なる内容を定めるほど、市内に特段の事情や、地域の特殊性は認めないと考え、法及び省令で定めている基準を引き続き採用することといたしました。

したがって、条例の第3条で、特別の定めのあるものを除くほかは、厚生労働省令に定めるところによるといたしました。

その結果、特別の定めとして、4の太宰府市の独自基準といたしまして、「記録の整備の保存期間」だけは、厚生省令では、記録の保存期間を「2年間」と定められていたところを「5年間」とします。これは、事業者の不当利得に対する返還請求権の時効が地方自治法に基づき5年であり、2年経過以降に監査等を行う場合に必要な資料の確認を行うためでございます。

また、条例制定に当たりましては、厚生労働省令のすべてを条文化する方法と、省令を引用する方法とがありますが、全文を条文化するより独自基準のみを条例化したほうがよりわかりやすいと判断いたしました。

以上が議案第22号の説明となります。

また、準用いたします厚生労働省令第37号も資料に添付しておりますので、そちらもご参照のうえ、よろしくご審議のほどお願いいたします。

続きまして、議案第23号「太宰府市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の制定について」ご説明申し上げます。

議案書の67ページ、68ページでございます。

お手元にお渡ししております資料4に基づきまして、概要を説明させていただきます。

まず始めに、条例制定の理由ですが、先ほどと同じですが、「第3次地方分権一括法」の施行に伴い、介護保険法の一部が改正され、これまで厚生労働省通知によることとされていた地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を、市町村の条例により定めることとされたためでございます。

しかし、条例制定に当たっては、市町村がすべて自由に基準を定めることや、設けることはできません。あくまで、厚生労働省令をベースとしながら各市町村の地域性等を勘案し制定するよう法で定められています。

2番目が条例制定の基準です。

ここでは、先ほど説明したものと同じですが、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」があります。

次に、第3の太宰府市が定める基準の基本方針です。

条例の素案を作成するに当たり、太宰府市では、地方分権推進計画に定められた条例制定に関する基準の類型に従い、「従うべき基準」とされている事項を基準省令どおりとし、「参酌すべき基準」については、現行の基準が包括的支援事業をするための基準として適切であり、独自の基準を定める必要がないと判断し、国の基準を引き続き採用することといたしました。

したがって、条例の第2条で、厚生労働省令に定めるところによることといたしました。

説明は以上でございます。

また、準用いたします介護保険法施行規則、厚生労働省令第36号の第140条の66も資料に添付しておりますので、そちらもご参照の上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第21号について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 次に議案第22号について質疑はありませんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 資料の3の2ページ目の用語解説のところの指定介護予防支援のところですね、下の米印に指定介護予防支援事業が地域支援包括支援センターとあるんですけども、これは地域包括支援センターと別のものですか。

○委員長（小柳道枝委員） 介護保険課長。

○介護保険課長（平田良富） 失礼しました。ご指摘のとおり地域包括支援センターの誤りでございます。申し訳ありません。

○委員長（小柳道枝委員） よろしいですか。ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 次に議案第23号について質疑はありませんか。
佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） 太宰府市の地域包括支援センターですけど、今はあそこの御笠川のところにありますよね、今度4月1日からですか、いきいき情報センターのほうに移ってくるわけですかね。

○委員長（小柳道枝委員） 介護保険課長。

○介護保険課長（平田良富） 移転するのは間違いないんですけども、いきいき情報センターのほうに移ってくる期日は、まだ確定ではないんですが、今の段階ではたぶん7月のはじめを予定して準備を進めているところでございます。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） はい、わかりました。

この地域包括支援センターの車、たくさんありますよね。自動車は何台ぐらいあるんですか。

○委員長（小柳道枝委員） 介護保険課長。

○介護保険課長（平田良富） 公用車で申し上げますと、軽自動車が6台、軽の箱バンが2台、計8台が公用車。あとは職員の車となります。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） 職員は車で来られて通勤されてるんですかね。何台ぐらいあるんですかね。

○委員長（小柳道枝委員） 介護保険課長。

○介護保険課長（平田良富） 職員の車はですね、全部で8台ぐらいですかね、やはり、ああいう場所でございますので・・・8台・・・もう少しですかね、全部で大体10台ぐらいはあるかと思えます。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） はい、わかりました。

車の件で、駐車するのに、いきいき情報センターに移った場合ですよ、あそこはたしか1階に移るんですかね、2階ですかね。

○委員長（小柳道枝委員） 介護保険課長。

○介護保険課長（平田良富） 1階の五条駅側のほうに移ります。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） はい、わかりました。

私が心配しているのは、支援センターの車が多いなと感じがしていたものですから、もし、いきいき情報センターに移った場合、駐車場の確保が必要だなと心配しているものですから、その辺のことはどうだろうかということです。

○委員長（小柳道枝委員） 介護保険課長。

○介護保険課長（平田良富） その件に関しては、委員さんに心配してもらっているとおりでして、内部で関係課で協議を進めております。

公用車に関しましては、いきいき情報センターに置くということにしておりますけども、職員の車の駐車場に関しましては、今度の保育所、子育て支援センター等の職員も増えますので、それこそ真っ最中で協議中でございます。どうしてもあの周り、なかなか場所がございませんので、やはり市役所の駐車場を使ったりということも検討したり、いろいろ割り振りの検討会議を今進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） はい、わかりました。

支障がないように、よろしく願いいたします。

○委員長（小柳道枝委員） よろしいですか。ほかにございませんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 包括支援センターの職員数について書いてあると思うんですけど、第1被保険者が3,000人から6,000人に対して、保健師が一人とかいうような形になってると思いますけど、これは場所について、箇所数についての基準というのは、この省令の中にはあるのでしょうか。

○委員長（小柳道枝委員） 介護保険課長。

○介護保険課長（平田良富） 箇所数については、この中には書いてないですね。ここに書いてあるのは1号保険者の65歳以上の人数に対して、原則として、いわゆる三職種といわれる、保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャーをこれを置かなければならないというような規定になっております。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 神武委員。

○委員（神武 綾委員） そうしたら、今のところに3,000以上、6,000人未満というのがありますが、これを超えたら、なんか2箇所にしななければならないと、そういうのはないということですか。

○委員長（小柳道枝委員） 介護保険課長。

○介護保険課長（平田良富） おっしゃるとおりでございます。箇所数ではなく、その規模に応じて人数を増やすというような形で解釈しております。

ですから、今の現状で申し上げますと、うちのほうも各2名ぐらい配置すべきではないかとい

うことでしております、実際予算的にはですね、確保して各三職種を2名体制で今後はやっていきたいというふうには考えてございます。

○委員長（小柳道枝委員） よろしいですか。ほかにはございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで質疑を終わります。
これから意見交換を行います。

議案第21号について意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 次に議案第22号について意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 次に議案第23号について意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで意見交換を終わります。
これから討論を行います。

議案第21号について、討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで討論を終わります。
採決を行います。
議案第21号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
（全員挙手）

○委員長（小柳道枝委員） 全員挙手です。
したがって、議案第21号「筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例の制定について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成4名 反対0名 午前11時03分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小柳道枝委員） 次に議案第22号について、討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

議案第22号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。  
（全員挙手）

○委員長（小柳道枝委員） 全員挙手です。  
したがって、議案第22号「太宰府市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成4名 反対0名 午前11時04分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小柳道枝委員） 次に議案第23号について、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第23号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小柳道枝委員） 全員挙手です。

したがって、議案第23号「太宰府市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の制定について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成4名 反対0名 午前11時04分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小柳道枝委員） では、ここで、11時20分まで休憩をとりたいと思います。

休憩11時05分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開11時20分

日程第10 議案第24号 平成26年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について

○委員長（小柳道枝委員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第10、議案第24号「平成26年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について」の当委員会所管分を議題といたします。

お諮りします。

審査の都合上、事項別明細書の歳出から審査を行いたいと思いますが、これにご異議はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） また、歳出の補正を説明していただくに当たって、関連のある別の補正項目について併せて説明したほうがわかりやすい項目については、同時に説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 異議なしと認め、歳出から審査を行い、執行部におかれましては、同時に説明したほうがわかりやすい関連のある補正項目については、歳出の中で説明をお願いいたします。

それでは補正予算書12、13ページをお開きください。

3款1項1目国民健康保険事業特別会計関係費について、説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（永田 宰） 3款1項1目社会福祉総務費、細目060国民健康保険事業特別会計関係費、28節繰出金8,791万8,000円についてご説明いたします。

まず、国民健康保険事業特別会計基盤安定制度繰出金でございますが、国民健康保険税の低所得者に対する軽減措置や低所得者を多く抱える保険者を支援するため、国、県から負担金を一般会計で受け入れ、国民健康保険事業特別会計へ繰り出すものでございます。繰出額の確定によりまして3,262万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。内訳としましては、保険税軽減分で2,910万2,000円、保険者支援分で352万2,000円となっております。

次に、国民健康保険事業特別会計繰出金5,529万4,000円の増額補正につきましては、高齢者が特に多いなど保険者の責に帰することができない特別の事情により、限定的に一般会計が補助する財政安定化支援事業繰入金でございます。この繰入金の確定によります補正を計上させていただいております。

国民健康保険事業特別会計基盤安定制度繰出金につきましては、財源がございますので、歳入の8ページ、9ページをお開きください。

下から二段目の国の負担につきましては、14款1項1目民生費国庫負担金、3節保険基盤安定制度負担金で176万1,000円、県の負担としましては、その下の欄になりますが、15款1項1目民生費県負担金、3節保険基盤安定制度負担金で2,270万7,000円をそれぞれ計上しております。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） ちょっと、お尋ねしたいんですけど、要するに一般財源から国民健康保険事業特別会計へ繰り出ししているわけでしょう。これはいずれ県の事業になるような方向を考えられてますよね。これはずっとマイナスが続いてますでしょ、繰り出し金の。合計は8億か9億ぐらいだと思いますけど、今いくらぐらいあります。

○委員長（小柳道枝委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（永田 宰） 8億8,000万円ほど、平成25年度決算で累積の赤字がございます。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） それで累積8億8,000万円あるということですが、これは、いきなり県の事業になると負担金は市町村で賄うようになると思うんですよね、いきなり、この金額が、移行した場合ですよ、8億8,000万、あと1、2年先だと思いますけど、10億近くなるんじゃないかなと思うのですが、その辺のことは考えられておられますか。

○委員長（小柳道枝委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（永田 宰） 25年度の決算の時点で8億8,000万円ございまして、県の広域化のほうで、現在のところ平成30年度からということになっておりますので、それまでの間に累積赤字

については市町村のほうでそれぞれが責任をもって解消することになるかとは思いますが。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） それで、私が心配しているのは一気に一年で平成30年度になって、おそらく10億円を超えると思いますけど、一気に市が負担すると大変なことになると思うので、その辺のところを前もって考えていただきたいということで、言っているわけですけど。

○委員長（小柳道枝委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（永田 宰） これまでの赤字分については、市のほうで対処するために財政調整基金のほうに積み立てて一応準備はしているところです。

今後、どのような形でそれを解消していくかというのは、具体的に検討してまいるところになるところでございます。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） できるだけ早く、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（小柳道枝委員） よろしいですか。ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 次に、3款1項4目障がい者自立支援給付事業費から3款3項1目生活保護事務関係費までについて、説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） 3款1項4目障がい者自立支援費、細目30の障がい者自立支援給付事業費について、ご説明申し上げます。

20節の扶助費の身体障がい者・児補装具給付費であります。本件につきましては、当初予算で1,035万円を計上いたしておりましたが、今年度中の申請内容に意思伝達装置や電動車イス等、高額な補装具の申請が重なりましたことから、予想以上に支出が増加しておりまして、今回30万円の追加補正をお願いするものでございます。

次に、細目33、障がい者通所支援給付関係費、20節扶助費の障がい児通所支援給付費についてでございますが、この通所支援につきましては、特に放課後デイサービス事業に実施する事業所数が増えてきておりまして、利用者数も同様に増加しておりますことから、先の12月定例会におきまして540万円を追加補正をさせていただいたところでございます。

しかしながら、その後の状況をみておきますと、更に予測を上回る利用者数の伸びがあっており、既決予算では不足が生じる可能性が高いと判断いたしましたため、今回、更に325万円の追加補正をお願いするものであります。

なお、今ご説明申し上げました歳出の財源につきましては、国、県の補助金、負担金の対象となるものでございますして、8、9ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳出の身体障がい者・児補装具給付費につきましては、中段の欄の14款1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金のところになりますが、障がい者自立支援給付費負担金と

して事業費の2分の1相当額にあたります15万円を計上いたしております。また、その下の欄の15款1項1目民生費県負担金におきましても障がい者自立支援給付費県負担金として事業費の4分の1相当額にあたります7万5,000円を計上いたしております。

次に、歳出の障がい児通所支援給付費分では、再度上の欄になりますけども、14款1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金の障がい児通所支援給付費としまして事業費の2分の1相当額にあたります162万5,000円を計上いたしております。

また、下の欄の15款1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金におきましても障がい児通所支援給付費といたしまして事業費の4分の1相当額にあたります81万2,000円を計上いたしております。

次に再度、12ページ、13ページをお開きいただきたいと思います。

一番下の欄になりますが、3款3項1目生活保護総務費、細目60生活保護事務関係費についてでございます。23節償還金、利子および割引き料につきましては、平成25年度分の生活保護に関します扶助費としまして概算額で国から補助金、負担金をいただいておりますが、その決算額が確定しましたことによりまして、その結果として、生活保護費負担金の精算返還金4,338万3,000円、生活保護費補助金の精算返還金61万6,000円が生じたので、今回補正をお願い申し上げます。それぞれ国へ精算返還を行うものでございます。

なお、返還分の主な要因としましては、各扶助費とも含めまして、予想以上に伸びておりませんけども、特に医療扶助の分が予想以上に伸びなかったということが、その原因になると考えております。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 3款1項4目の030の障がい者自立支援給付事業費とこなんですけども、補装具給付費のところで意思伝達用具とおっしゃいましたか・・・（阿部福祉課長「はい、そうです」と呼ぶ）・・・これ、どういったものがあるのか教えていただけますか。

○委員長（小柳道枝委員） 福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） 例えばですね、重度の方でありますとパソコンを操作するのにですね、目で追うことによって、パソコンがそれを認識して、言葉をそこに表記するとかそういうものでございます。

○委員長（小柳道枝委員） 神武委員。

○委員（神武 綾委員） それ実際に太宰府市内で使われている方がいられるんですか。

○委員長（小柳道枝委員） 福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） そうです。申請があつて、それで大体60万円ぐらい掛かるような感じです。

○委員長（小柳道枝委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 次に14、15ページをお開きください。

4款1項3目母子健康診査費について、説明を求めます。

元気づくり課長。

○元気づくり課長（井浦真須己） 元気づくり課所管分の補正予算につきまして、ご説明させていただきます。

補正予算書14、15ページの4款衛生費、1項保険衛生費、3目母子保健費、細目050の母子健康診査費の200万円につきましては、妊婦健康診査委託料の増額でございます。

これは、妊婦及び胎児の健康の保持及び増進を図るため、妊娠期間中の適時に、必要に応じた健診・検査を勧奨し、健診・検査に要する費用の助成を行っている事業です。

増額の要因は出生数には、ここ数年大体700人から750人という数字で増減はしておりますけれども、大きな増ということがないために、妊婦ひとり当たりの受診回数が増えたことと、基本健診以外の貧血検査・超音波検査・血糖検査などの健診が増えてきていることにあると考えております。

昨年度の実績や今年の実績をもとに今回の増額をお願いをしているものです。

よろしくご審議たまわりますよう、お願いいたします。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） それでは、次に、「第2表、繰越明許費補正」の審査に入ります。

4ページをお開きください。

社会福祉費、老人憩いの場整備事業について説明を求めます。

地域づくり課長。

○地域づくり課長（藤田 彰） 4ページ、第2表、繰越明許費補正でございます。

3款民生費、1項老人憩いの場整備事業400万円の繰越でございます。

平成26年度に馬場公民館が新たに建て替え予定で予算を計上をいたしておりましたが、建設予定地の文化財発掘調査の事前協議に時間がかかり、本年度内の工事着工が困難となりました。

よって、全額繰越を行うものでございます。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） 馬場公民館ということですが、発掘はすぐ終わりますか。何か出そうですか。その辺の中身をもうちょっと。

○委員長（小柳道枝委員） 地域づくり課長

○地域づくり課長（藤田 彰） ここは包蔵地でございますので、試掘することなく本堀をするということになっております。年代的には鎌倉時代のものが出るということで聞いておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） ということは本堀するということになると、ちょっと時間、年月がかかるんじゃないですかね。何年ぐらい見込まれてます。

○委員長（小柳道枝委員） 地域づくり課長

○地域づくり課長（藤田 彰） まず、スケジュールですが、公民館は4月末から5月初旬にかけて取り壊しの予定でございます。その後、発掘期間3カ月間をかけて調査を行うということでございまして、平成27年度の建設には十分間に合うというふうに考えております。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） はい、わかりました。ありがとうございました。

○委員長（小柳道枝委員） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 次に、児童福祉費、総合子育て支援施設整備事業について説明を求めます。

保育児童課長。

○保育児童課長（中島康秀） 第2表、繰越明許費補正の追加の表の上から3項目になります。

3款民生費、2項児童福祉費、総合子育て支援施設整備事業の250万円でございますが、施設入口の花壇の撤去、横断歩道の移設及び街灯の設置工事につきまして、年度内の3月31日までに事業が完了いたしませんので繰越明許費補正をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 以上で、「第2表、債務負担行為補正」の説明、質疑を終わります。

これで、議案第24号の当委員会所管分について審査を終えますが、質疑漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで説明、質疑を終わります。

意見交換を行います。

意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで意見交換を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第24号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小柳道枝委員) 全員挙手です。

したがって、議案第24号の当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

<原案可決 賛成4名 反対0名 午前11時37分>

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第25号 平成26年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について

○委員長(小柳道枝委員) 日程第11、議案第25号「平成26年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

補正予算書16ページから21ページでございます。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長(永田 宰) 補正予算書、17ページをお開きください。

今回の補正は、8,791万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を88億466万1,000円とさせていただきます。

事項別明細で説明させていただきます。20ページ、21ページをお開きください。

まず、下段の歳出からご説明いたします。

2款1項1目一般被保険者療養給付費の補正でございますが、執行状況等を参考に、今後の所要額を試算しましたところ、福岡県からインフルエンザの警報が出たこともありまして、1月診療、2月診療の診療報酬給付費として、不足が見込まれるおそれがありましたので、不足額としまして8,791万8,000円の追加補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。同じページの上段になりますが、8款1項1目一般会計繰入金の補正でございます。

1節保険基盤安定制度繰入金(保健税軽減分)と2節保険基盤安定制度繰入金(保険者支援分)につきましては、世帯の人数と所得に応じて実施しております国民健康保険税の軽減や、低所得者を多く抱える保険者への支援のための国、県からの負担金を一般会計で受け入れ、国民健康保険事業特別会計へ繰り出すものでございます。国、県からの負担金交付決定通知に伴いまして、1節保険基盤安定制度繰入金の保険税軽減分として2,910万2,000円、2節保険基盤安定制度

繰入金の保険者支援分として352万2,000円を追加補正させていただくものでございます。

5節財政安定化支援事業繰入金につきましては、高齢者が特に多いなど保険者の責に帰することができない特別の事情により、一般会計から繰出しを受けるもので、5,529万4,000円の追加補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで質疑を終わります。

これから意見交換を行います。

意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで意見交換を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第25号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

○委員長（小柳道枝委員） 多数挙手です。

したがって、議案第25号「平成26年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成4名 反対0名 午前11時41分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小柳道枝委員） 以上で当委員会に審査付託された案件の審査は、すべて終了いたしました。

ここでお諮りいたします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定いたしました。

以上で環境厚生常任委員会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 異議なしと認めます。

これもちまして環境厚生常任委員会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉 会 午前11時42分

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

環境厚生常任委員会委員長